第11回 上田市小中学校のあり方検討委員会 会議録

1 日 時

令和3年2月8日(月) 13時30分から16時00分まで

2 場 所

上田駅前ビル パレオ 2 階 上田市教育委員会 会議室

3 出席者

〇 委 員

委	員	長	桜井	達雄
副	委員	長	関	和幸
委		員	飯島	俊 勝
委		員	金井	希巳枝
委		員	金井	律子
委		員	菊池	秀樹
委		員	竹花	のり子
委		員	千野	明雄
委		員	中川	智浩
委		員	中村	彰
委		員	早 坂	淳
委		員	福澤	行 雄

〇 教育委員会

教 育 長 峯村 秀則

〇 事務局

教育次長中澤 勝仁教育参事池田 泰司教育総務課長山賀 恵都子教育施設整備室長翠川 潔学校教育課長緑川 文明

教育施設整備室 計画担当係長 平田 佳 久学校教育課 学校教育担当係長 田 中 彰教育総務課 企画担当係長 町田 裕 樹教育総務課 主任 横 関 康彦

1 開 会

【議事】

2 上田市小中学校のあり方の検討について

(1) パブリックコメントの概要

資料に基づき事務局から説明

(2) パブリックコメントを踏まえた基本方針の検討

資料に基づき事務局から説明(基本方針の1~4に対する意見及び回答案について)

【委員長】

まず、目指す子ども像について確認をお願いしたい。

はじめに、基本方針アページの「自己肯定感を高める」の前に、「時には、弱音を吐くことも認めながら」という言葉を入れてほしいという子どもたちの心に寄り添った御意見であると考えるが、いかがか。意見に対する検討委員会の考え方については、資料に記載があるので合わせて確認をお願いしたい。

資料のとおりでよろしいか。

(委員了承)

【委員長】

次に GIGA スクール構想に関する意見である。これからの時代を考えるときにこのテーマも触れるべきということで、項目に追加した経緯がある。検討委員会でもタブレットの使用は目的ではなく手段であるという議論をした。私の考えであるが、現場の先生もそのことは重々理解いただいていると認識している。よろしいか。

(委員了承)

【委員長】

次にグローバルとふるさとに関する意見である。

この委員会でも委員同士で多くの意見を交わしていただいた。私としては、グローバルと ふるさとは矛盾しないと考える。むしろ両方成り立ってこその関係にあるというのが私の解 釈である。資料のとおりでよろしいか。

(委員了承)

【委員長】

それでは次にキャリア教育についてはいかがか。

基本方針(案)の修正について、資料のとおりでよろしいか。

(委員了承)

次に上田市としての特色ある教育について確認したい。

「教育先進都市」とも言えるような特色ある教育を期待する意見である。意見の中で、いるいろな場面で時代を先取りしたり、ニーズにあった積極的な取組を提案いただいている。 検討委員会の考え方については、資料のとおりでよろしいか。

(委員了承)

【委員長】

次に特色ある教育と学習指導要領に関する意見である。

検討委員会の考え方については、委員会の議論を反映した回答になっていると考えるがい かがか。

(委員了承)

【委員長】

次に縦の連携について確認したい。

まず、義務教育学校、小中一貫教育に関する意見である。これについても、検討委員会の議論を反映した回答になっていると考える。検討委員会としては小中一貫教育について否定するものではないが、現段階では小中連携事業が定着しているという意見であった。今後については教育委員会に研究を委ねるという内容になっている。

よろしいか。 (委員了承)

【委員長】

次にスタートカリキュラムなどの移行支援と教員の多忙化に関する意見である。 現場の先生から御意見をお願いしたい。

【委員】

スタートカリキュラム、小中連携事業などについて、何か新しい項目が増えたのではないかと捉える方もいると思うが、幼保小の連携、小中連携が進むことによって、子どもたちが小学校、中学校へスムーズに移行でき、その後の生活が順調にスタートできるようになるなら、長い目で見れば、教員の多忙化という視点から考えても、必ずしも負担増となるものではないと考える。

【委員】

移行支援会議をやらなければ 4 月のスタートを迎えることができない状態である。特に 支援を必要とする子どもたちのために絶対に必要な会議である。会議は放課後、所定の勤務 時間を過ぎることもある。教員の多忙化を心配する意見をいただいてありがたいが、そこは 勤務の割り振り等を活用して校長がしっかり対応していくべきと考える。このため、意見へ の回答は資料の表現でよいと考える。

このような取組をしっかりと行っているということも上田市の特色でもあると思う。現場の実態も踏まえて前向きな意見をいただいたと考える。意見に対する考え方は、資料のとおりとしたい。

【委員長】

次に横の連携について確認をしたい。

家庭とより連携することを求めるという意見である。いかがか。

よろしいか。

(委員了承)

【委員長】

次に「こんな子どもに育ってほしい」という思いをもとにすることは、成長の主体である子どもの思いに添えないのではないかという意見である。

【委員長】

私としては、「こんな子どもに育ってほしい」と子どもに願うことがその子を縛ってしまう、自由をなくしてしまうと心配しているのではと読ませていただいた。私としてはさまざまな気持ちも含めて、思いを持つことができる子どもにという思いがあった。決して子どもを縛るものではない。先ほどの上田市を離れるかどうかも含めて、いろいろな思いを抱くことができる子どもに育ってほしいということだと思う。いかがか。

【委員】

「こんな子どもに」という表現はよいと思う。縛ったり否定しているわけでなく、多くの人の思いが入っている。どういう子どもというように決めつけているわけでなく、いろいるな人の思いが込められた表現であり、とてもよいと思う。

【委員長】

その通りだと思う。ほかの委員はいかがか。よろしいか。

(委員了承)

はじめからここまでで意見の追加、確認はよろしいか。

資料に基づき事務局から説明(基本方針の5及び進め方に対する意見及び回答案について)

【委員長】

まず、望ましい学校規模に関してはいかがか。

【委員】

資料の検討委員会の考え方の冒頭の文章「上田市の未来の子どもたちにとって真に望ましい教育環境とは何かという視点に立って、策定した」という表現は、この基本方針のはじめに記載されている方針策定の指針というような言葉がそのまま使われている。つまり、今回のパブリックコメントへの回答は、すべて「上田市の未来の子どもたちにとって真に望ましい教育環境とは何かという視点」に立って回答がなされることになる。それをこの学校規模・学級規模への意見に対する回答に使うことで誤解が生まれなければいいと感じた。委員長のあいさつにもあったが、これだけ多様な意見が市民から出たことは喜ばしいことで、この意見をきっかけに市民との対話が促進されることが望ましくて、意見への我々の回答により信念の対立を生んでしまうとか、対話ではなく分断を生んでしまうということは誰も望んでいないことである。

望ましい学校規模・学級規模については、上田市の中でもかなりの信念対立が起こり得るところだと考える。学校規模・学級規模について、基本方針(案)とは違ったかたちを望んでいる市民への意見に対して、私たちが考えたものが真に望ましい教育環境なんだと回答することは、対話以前に対話を拒んでいると読めてしまわないか心配である。この文言が、基本方針すべてに通じるものであれば、ことさらここだけで強調しない方がよいのではないか。 共感に基づく対話を行うためにも私はここにこの文章がない方がよいと考える。

【事務局(教育総務課長)】

委員から大切な意見をいただいた。多くの貴重な意見に対して、誤解を生むような回答はしたくない。ただ、最初にこの文章を入れた意図であるが、いただいた意見に「再編の提起は、財政的な面からの要請ととられても仕方ない」というものがあり、この検討委員会では財政的な面から検討したものではなく、将来の子どもたちの望ましい教育環境のことを考えて検討し、方針を策定したということを回答するために入れたものである。意見に対する回答の仕方については、調整させていただきたい。

【委員】

中学校であれば、基本方針に記載のあるとおり専科の先生がいてほしいし、子どもたちの教育を保障する観点からも、複数のクラス・ある程度の規模があった方がよいと考えている。ただ、意見にもあるが、新型コロナウイルス感染症への対応として、クラスを半分にした分散登校により、不適応・不登校だった子どもが学校に来ることができたという実態があった。私自身は小規模校のデメリットを強調しているとは考えていないが、そのように受け止めた方がいたのであれば、小規模校のメリットを強調しておくことも今後の議論に向けて大事だと考える。

【委員長】

小規模校がデメリットばかりとは考えていない。このため、メリット・デメリットを表に 示している。小規模校のデメリットばかり掲載したつもりはないが、小規模校のメリットを もっと掲載した方がよいか。分量の問題ではないか。分量の問題ではなく、内容によりどちらが望ましい教育環境かという議論になるという理解でよいか。

私たちの思いとしては、一定規模の学校規模・学級規模が必要ということである。委員も 言われたとおり、専科教員の配置もあるが、私自身の考えでいけば、子ども同士が切磋琢磨 する、これは大人が代わりはできない。子どもの周りに子どもがいるという環境が必要であ る。そのためには、ある程度の規模が必要ということで議論をしてきた。

【事務局(教育総務課長)】

小規模のメリットについては、検討委員会でも十分に認識したという内容を回答に加えたい。

【委員】

現在の枠組みの中で小規模校と標準規模校の議論がされているが、予算が付けば専科の教員をもっと配置することができるのではないか。不登校の話もあったが、別の学校ということではなく、今の学校においても職員の配置を多くすることで、子どもたちが育つことができるのではないか。単なる学校規模比較をやるよりも、複数担任、専科の先生を増やすなど職員配置のことを基本方針に入れることも考えられる。教職員の負担軽減にもつながるなど、いろいろな面でメリットがあると思う。

【教育長】

委員から大変ありがたい意見をいただいた。国は教員の給与の 1/3、県は 2/3 を負担している。このようなことから、国の方針に沿って学級編成をすると国からもお金がくるが、国のルールに沿わずに上田市を 1 学級 20 人にする場合に必要な教員については、国や県に負担してもらうことはできない。一度試算したことがあるが、大変大きな財政負担になる。大変苦しいわけだが、国の配置基準に沿って教員の配置を考えることになる。

国の動向であるが、国はこれまで 40 人を上限として学級編成をしてきたが、段階的に 35 人に引き下げるということを決定した。長野県は、すでに上限 35 人になっている。全国的に見ても長野県は恵まれているという状況が続いてきたが、今回の国の動きで、国と県の配置基準が同じになっていく。また、小学校の高学年で教科担任制を導入するという話もある。このような動向がある中で、国の定数管理には一定程度沿っていく必要があると考えている。

【委員長】

この委員会でも財政面についてもいつも悩みながら進んできたと思う。ソフト・ハードの 両面から検討をしてきたと考えている。

次に学級規模について確認したい。

【委員】

国の教員配置基準について、小学校への専科教員の配置の話があったが、そうなった場合には積極的に教員を増員していってほしい。そのような記載もどこかに盛り込んでほしい。

教育長からの現実的な発言も踏まえつつ、そのように願うことは委員の皆さんも異議はないと考えるので、どこかにそのように表してほしいと考える。

【委員長】

学校規模・学級規模については、多くの意見をいただいた。意見に対する検討委員会の考え方については、一部修正する箇所もあるが、基本方針については、このままの表現ということでよろしいか。

【委員】

学級規模が変化し、先生の人数が多くなる場合もあると思うが、先生の質についても大事である。それぞれの先生の考え方がある程度、整っていてほしい。もちろん、それぞれの先生のお考えがあることは当然であるが、一定の対応はお願いしたい。

【委員】

今の意見に関連して、基本方針 15 ページの留意すべきことに「学校では、教員が日々、子どもに向き合い熱心に教育活動に取り組まれていますが、さらに教員の指導力の向上が図られるよう、また、それを支える行政の支援が充実するよう希望します。」とある。この部分に理解を示す意見がありうれしく感じた。行政の支援が充実するようにという部分、難しさもよくわかるが、より支援が充実することを期待したい。

【委員長】

教育を見守る保護者や関係者の意見として重く受け止めたい。

【委員】

先生の肩を持つわけではないが、先生が 10 人いれば 10、100 人いれば 100 通りのやり方があると思う。ただ、先生も一生懸命やっているというところも見てほしい。基本方針に盛り込むとすれば慎重に考えてほしい。全国的に見ても教員の不祥事はあるが、地道に努力している先生の方がはるかに多いと思う。

【委員】

基本方針 13 ページの小規模校のデメリットに「学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いにくい。」とある。教員の資質向上という面から考えても、やはり、一定の学校規模があってほしいと考える。

留意すべきことの記載であるが、「教員の指導力の向上が図られるよう、また、それを支える行政の支援が充実するよう希望します。」とある。私はこの表現でよいと考える。

教員の資質向上が大切であること、現場の教員が頑張っていること、どちらもそのとおりであると考える。ただ今の意見やこれまでの議論を踏まえて、基本方針の記載についてはこのままとしたい。

他の自治体の計画を見ると、児童生徒が何人を下回ったらどうするという基準を示すものもある。今回の基本方針ではあえてそのような記載をしていない。この辺りがこの検討委員会の大きな特徴であると考えている。財政的な部分もあるが、このように努めてほしいなどさまざまな願いが込められており、あえて数字で基準を示していないというところである。そのようなことも受け止めていただければありがたい。

【委員長】

次に適正配置である。意見に対する回答案は資料のとおりでよいか。 (委員了承)

【委員長】

次に望ましい学校規模を確保するための方策について、確認したい。 こちらも資料の回答案のとおりでよいか。 (委員了承)

【委員長】

次に小規模特認校についてはどうか。さまざまな意見をいただいた。

検討委員会でも何度も議論した。具体的な学校を想定して議論したということではなく、 制度そのものについて議論し、上田市として導入できるのかどうか議論したと考えている。

【委員長】

不登校対策と関連させた意見を何件かいただいた。

不登校のお子さんへの対応と小規模特認校の議論をどのように整理していったらよいか。 不登校は不登校の問題として現場で大きな課題としてそれぞれの学校で丁寧に対応してもらっている。市にとって課題であることは間違いないが、その対策は小規模特認校の議論とは別にしっかり行ってほしいと考える。不登校のお子さんへの対応と小規模特認校を一緒に考えると整理ができなくなってしまう。そのような点も踏まえた上で、基本方針(案)では「学校と十分な協議をすることが必要」としている。

【副委員長】

不登校の原因は、本人、クラス、友達、家庭などさまざま考えられる。そういった課題の 対応を小規模校に担わせるということについては、慎重に検討する必要がある。

【委員】

ほかの地域での成功例はあるのか。

【教育長】

小規模特認校は県下に 10 校程度ある。その運営はさまざまである。都会からの移住定住を目的としている例、児童生徒数がとても少ないため山村留学制度を活用する例、自治体に 1つ、2つそのような学校をつくろうという例もある。

先ほど不登校への対応という話があったが、友達との関係がどうもうまくいかないというケースについては、教育委員会では特例を認め違う学校への通学を認めている。また、ふれあい教室と呼ばれる中間教室もあり、そこでの活動を経て学校に戻るという取組もしている。学校での学習、授業は、クラスの力がどうであるかが、非常に大きい。学級経営という言葉を使い、仲良く元気に楽しくというクラスもいいと思っている。果たして、さまざまな子が小さな学校に何人か入った時にどうなるかという心配もある。小規模特認校については、子どもたちを育む地域が崩壊するので反対であるという意見もあるように、賛否両論がある。県下の小規模特認校の状況も踏まえながら、慎重な検討が必要であると認識している。

【委員長】

さまざまな目的で小規模特認校が全国的にはあると考えるが、そのような点も踏まえ、検 討委員会の考えとしては、資料のとおりと考えるがどうか。

【委員】

不登校への対応についてもどこかに記載してはどうか。保護者としては気になるのでこの ような意見があると思う。

【教育長】

不登校の状況は、重く受け止めている。さまざまな事情があり、学校でも努力している。 校長との面談においても、学校に来れるようになった事例も多く聞いている。どのような きっかけか分析しながら、一歩一歩進んでいく必要があると考えている。

【委員長】

不登校への対応については、意見に対する検討委員会の考え方において表現を追加して ほしい。

【委員】

小規模特認校制度は、最初から不登校の受け入れを想定した制度ではないと考える。結果的にそのようになったところもあったかもしれないが、不登校の受け入れという部分を示しながら、特定の学校の役割や性格を説明することは、人権上の観点からも好ましくないと考える。

【委員長】

私も小規模特認校と不登校を結びつけるのは好ましくないと考える。本来の小規模特認校制度の議論で整理をするべきと考える。

ただ、パブリックコメントで不登校への対応という意見が多く出ている。これに対する 委員会の考え方として、不登校だから小規模特認校というような対策は、好ましいことで はないということを示していくということである。

【事務局(教育総務課長)】

パブリックコメントに対する検討委員会の考え方において、不登校については、大きな課題であり、さまざまな取組を行っていること。また、不登校に対する対策も十分に行ってほしいという検討委員会から教育委員会に対する要望の趣旨で記載したい。

また、小規模特認校で不登校のお子さんの受け入れをしていくかどうかは、先ほど御意見いただいたとおり、特定の学校にその役割の一端を担わせることについては慎重に検討するべきであるということを記載したいと考える。

【委員長】

次に、留意すべき点についてはいかがか。

この検討委員会の議論でも、地域の声を十分聴きながら進めてほしという点を大事にしてきたところである。意見に対する考え方は、丁寧な懇談等の機会を持ち進めるということでよろしいか。

(委員了承)

【委員長】

それでは、基本方針への「地域振興の拠点の追加」を希望する意見についてはどうか。

【委員】

意見の「地域振興の拠点施設としての小学校の役割も十分検討し、記載していただきますよう強く要望いたします。」の意味が、地域振興の拠点施設として小学校にも何か役割を持たせてということだとすると、私は資料の回答案のとおりでよいと思う。学校に対して、地域づくりの関与を過度に求めると、学校現場の負担になる。もしそれが基本方針に記載されれば、学校に責任も出てくると考えた。精神的な面で自分が出た学校、おじいちゃんおばあちゃんが出た学校を心の拠りどころにしているという意味であれば別だが、もし、地域振興がまちづくりということだとすれば、地域自治センターも地域自治を真っ先に掲げているし、公民館も幅広くまちづくりを考えるという立場である。そういったところから地域振興に入っていただき、進めていくのが望ましい。もともと地域振興、まちづくりは、地域住民が主体である。資料の回答案のとおりでよいと思う。

【委員長】

私も同じような意見である。

それでは次に学校施設については、いかがか。このような記載でよろしいか。 (委員了承)

最後に、その他の進め方についてはいかがか。

地域、保護者、お子さんの意見をという意見があるが、検討委員会の考え方にある「丁寧 な懇談、意見交換」というところに含まれていると考えてよいか。

(委員了承)

その他全体を通していかがか。

【委員】

12ページの共生社会の実現であるが、この3行の中に込められた内容は、障がいのある子は養護学校に行く、そしてそこで地域の学校と交流するとも読める。記載内容について見直してもらうことはできないか。特に2行目の最後から3行目。今後の上田市の小中学校に関する基本方針にこれだけという思いもある。

以前に比べ、養護学校を選択する保護者も増えていると聞く。果たしてそれでよいのかという思いがある。

県も 2022 年度から共生社会の条例を目指している。共生という文言から考えると、小さいときから自然と学び合うというのが学校だと思う。

交流はいい言葉であるが危うさもある。現実論として、小中学校によっては回数が変動する実情も聞いている。このようなことも含めて発言した。

【事務局(教育総務課長)】

養護学校の交流の機会を持つというように特定してしまったようにも見える。文言については、もっと広く、これからの未来に向けてという内容を含めたい。横の連携の項目であるので、上田市内に上田養護学校があるというのは他地域にない学校であるので、特に交流は大切にしたいという点を踏まえながら、もっと広い意味で障がいの有無にかかわらず、さまざまな人と関わり合うような社会の実現というような表現に見直していきたい。

3 今後の進め方等について

【事務局】

- 本日の議論を踏まえた基本方針案の修正を正副委員長と事務局で行い、委員の皆様に確認 を求めたい。
- 基本方針については3月16日に開催される教育委員会に提出いただきたい。提出は委員会を代表して正副委員長にお願いしたい。(委員了承)

4 閉 会